

部落差別解消推進法が施行されました



部落差別解消推進法とは？

昨年12月9日、国会で「部落差別」という言葉が初めて明記された法律「部落差別解消推進法（正式名称：部落差別の解消の推進に関する法律）」が成立し、同月16日に公布・施行されました。

この法律は、すべての国民の基本的な人権を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないという認識のもと、その解決のための基本理念と行政の責務を定めています。この理念に基づき、国と地方自治体は、部落差別の解消のため、下記の取り組みを進めることとされました。

基本理念

- 部落差別解消の必要性を国民一人一人が理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現する。

取り組み

- 国と地方公共団体は、部落差別の解消に関する施策を講ずる
- 部落差別に関する相談体制の充実を図る
- 部落差別を解消するために必要な教育や啓発を行う
- 部落差別の実態調査を行う

今後、部落差別のない人権尊重社会の実現に向け、教育や啓発を行っていくことが重要となっていきます。村では、平成29年度に「人権に関する意識調査」を実施する予定です。意識調査の結果をもとに、「関川村人権教育・啓発推進計画」の第2次改定を行います。「部落差別解消推進法」をふまえたうえで、村の現状に即した計画を策定し、より一層有効な人権政策に取り組んでいきます。

部落差別の解消の推進に関する法律（全文）

（目的）

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的な人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的な人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

遊休施設の利活用アイデアを募集します!



旧女川保育園

村では、現在使用されていない「遊休施設」の有効利用の推進と地域の活性化を目的として、遊休施設を有効に利活用するためのアイデアを広く募集します。あなたの斬新なアイデアをぜひご提案ください。

- ①施設名称 旧女川保育園 ②施設概要 木造 地上1階(約340㎡)
- ③募集期間 平成29年7月31日(月)まで
- ④提出書類 遊休施設利活用方法提案書(様式第1号)及び関係資料
(提案書は、総務課企画財政班またはホームページからダウンロードできます。)
- ⑤施設確認 村担当者の立会いのもと、施設確認が出来ます。
- ⑥提出方法 提案書提出の際に応募者本人又は内容の説明ができる方の説明をお願いします。
- ⑦提出先 関川村役場総務課企画財政班 担当:市井
- ⑧審査者 関川村役場 ☆優秀提案者には記念品を贈呈します。
- ⑨留意事項
 1. 自由な発想で、関川村の活性化に寄与すると認められること。
 2. 提案者が風俗事業者・暴力団、反社会勢力と関わりのある団体でないこと。また宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
 3. アイディアを深める必要がある場合、村は必要資料の貸与や検討への協力を行います。



ゆうぎ室



ほふく室



保育室1



保育室2



給食室



事務室